

盛岡地方振興局長告示第95号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成21年12月11日

盛岡地方振興局長 望 月 正 彦

居宅介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0310100409	55指定訪問介護事業所	盛岡市長田町2番21号松本ビル3階	盛岡市阿倍館町6番2号はちやビル3号館1F	平成21年11月24日